■実施方針に対する質問への回答

				<u> への凹合</u>			
No.	頁		中項目		項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	第1	1			「他の自治体にない『ふじみ野らしさ』」について、参考までに貴市の考える具体例をいくつか例示ください。	ふじみ野市文化施設基本構想・基本計画及びふ じみ野市文化振興計画に示されています。
2	5	第1	1	(7) ①		施設整備業務および維持管理業務それぞれについて、別途契約となる運営業務との連携及び整合性をいつ頃、どのような形でとるのか、お考えをご教示ください。	募集要項公表時に示します。
3	5	第1	1			DBO方式(運営業務は含まない)とする、となっており、本業務では維持管理のみですが、こちらの維持管理業務は、法令点検のみを指しているのでしょうか。日常的な清掃などに関しては、運営と維持管理のどちらの所掌になりますでしょうか。	要求水準書(案)公表時に示します。
4	5	第1	1		ジュール (予 定)	各施設の運営業務は本事業の範囲外となっておりますが、設計・建設期間中に運営企業から出された要望等を反映する必要はあるのでしょうか。また、その場合に費用増大及び期間延長を伴う変更については、貴市のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No2をご参照ください。
5	5	第1	1		事業者の業務 範囲	工事監理業務が事業者の業務範囲に含まれておりませんが、工事監理業務は貴市にて実施されるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	6	第1	1		範囲	開業準備業務をはじめとした維持管理業務の内容は、運営業務と密接な関係にあるものが多く、業務間の線引きがあいまいになる懸念があります。今回のプロポーザルにおいては、維持管理業務と運営業務の業務分担は要求水準書において明確に示されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	6	第1	1		範囲	大規模修繕については、本事業に含まないことを予定しているとありますが、これは仮に事業期間中に大規模修繕を要する事態が発生した場合でも、貴市の負担にて工事を実施することを示していると考えてよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
8	6	第1	1	(7) ④	範囲	東地域文化施設多目的棟の設計図書の開示はいつ頃の予定でしょうか?東地域ホール棟の施設整備業務及び維持管理業務の提案策定上早めの開示が必須と考えます。	募集要項公表時までに示します。
9	6	714.1	1			「支払いは基本的に出来高に応じて支払うものとする。」とありますが、建設業務に関し前払金・中間前払金制度の適用はありますか。また、出来高払いの場合の支払い回数の制限はありますか。	募集要項公表時に示します。
10	6	/IV 2	1		に係る対価	ア 本施設の整備に係る対価について、 「・・・基本的に出来高に応じて支払 う・・・」とありますが、出来高払いは各年度 ごとに(例えば、中間期及び年度末等)可能と 考えて宜しいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No9をご参照ください。
11	6	第1	1			イ 本施設の維持管理に係る対価について、 「・・・維持管理期間にわたってSPCに支払 う。」とありますが、各年度ごと支払われると 考えて宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
12	11	第2	3	(1) ①	等	応募者の構成は「ア設計企業、イ建設企業、ウ維持管理企業」とありますが、SPCの経営管理を行う企業は構成員及び協力企業となることは可能でしょうか。	可とします。
13	11	第2	3	(1) ①		応募者は設計企業、建設企業、維持管理企業を含むグループにより構成されるものとするとありますが、SPCを管理する企業もグループに参画することは可能と考えてよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No12をご参照ください。
14	11	第2	3	(1)③	等	参加表明書提出後、応募者の構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は市と協議を行う」とありますが、やむを得ない事情とはどのようなケースを想定されていますか。	個別事情により市が判断します。
15	11	第2	3	(2)	力企業の業務	仮に第2-3-(3) に規定されるすべての資格要件を備えていれば、1社で応募することが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
16	11	第2	3	(3)	応募者の参加 資格要件	建設業務を2者以上で実施する場合において、建設共同企業体の組成形式は甲・乙のいずれでもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	11	第2	3	(3) ③	応募者の参加 資格要件	協力企業については、③の要件は必須でないと 考えて宜しいでしょうか。	協力企業についても、実施方針第2 3(3)③に示す要件を満たしている必要があります。
18	12	第2	3	(3) ⑤	応募者の参加 資格要件	「建設業務を行う者が複数である場合、全ての者がア〜ウの要件を満たしていなければならず」とありますが、一方で、アに「・・・1 者以上がAランクで・・・」とあります。全ての者ではなく、後段記載の「1 者以上がAランク」であれば良いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	13	第2	3	(3)⑤ウ	応募者の資格 要件	共同施工方式の共同企業体で建設工事を施工する場合も、構成各社に専任の監理技術者を配置する必要がありますか。一般的には構成員のうち1社が監理技術者、ほかの構成員が主任技術者を配置することが多いと思われます。	建設企業のうち1社が監理技術者を配置することと修正します。
20	13	第2	3	(3) ⑤ウ		上記同様に、ウにおいて「専任の監理技術者の 配置・・・」とありますが、これも全ての者で はなく、1者以上と考えて宜しいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No19のとおりです。
21	13	第2	3	(3) ⑥	応募者の参加 資格要件	「ア 〜共同事業体での維持管理の場合は代表者としてその共同企業体中最大出資比率の者に限る」とありますが、この「共同事業体」の意味合いは、SPCではなく、維持管理業務を複数の企業で行っている場合の維持管理共同事業体(JV)という意味合いでよろしいでしょうか。また、「共同企業全体中最大出資者」とありますが、民法上の組合としての共同企業体における出資とは、組合目的のための構成員によって拠出される経済的手段(出資金に限らず労力含む)という解釈でよろしいでしょうか。	共同企業体での実績とする場合は、最大出資比率とはせず、主たる維持管理企業である場合に要件を満たしているものと修正します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
22	15	第2	3	(6)		業務も含まれていないため当該SPCは維持管理業	親会社(出資者)の破綻の影響から維持管理を 担う会社を隔離すること、またコンソーシアム として施設整備のみに注力し、維持管理業務を 軽視することを避けるためです。
23	15	\13 -	3			SPCの設立に関する条件はありますか(機関構成、株式の種類、資本金額他)。	募集要項公表時に示します。
24	15	第2	3	(6)	SPCの設立	SPCの整備対象は(仮称)西地域文化施設と (仮称)東地域文化施設を合わせた事業と考え て宜しいでしょうか。或いは整備対象を(仮 称)西地域文化施設と(仮称)東地域文化施設 を分けて考えることは可能でしょうか。ご教示 下さい。	施設整備業務は建設JVが行いますので、役割分担はJV内で行ってください。
25	15		3			設計企業のもとに、企画・設計をサポートする 協力事務所を入れることは可能でしょうか。ご 教示下さい。	実施方針第2,3「応募者の備えるべき参加資格 要件」をご確認ください。
26	15	第2	3	(6) (4)		建設企業は必ずSPCに出資することとありますが、建設業務を複数の企業が建設共同企業体を組成して請負う場合、建設企業のうちスポンサー1社が構成員となり、他の建設企業は協力企業とすることは可能でしょうか。	可とします。
27	15	第2	4	(1)	選定委員会	選定委員は公表される予定でしょうか。	公表の可否も含めて募集要項公表時に示しま す。
28	18	<i>.</i>	1	,	域文化施設」	(仮称) 西地域文化施設に敷地面積については、追加検討中の敷地に関する注記が記載されておりますが、要求水準書案の公表時には敷地条件が確定すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)公表時に示します。
29	18	71.	1	, ,	「(仮称) 西地 域文化施設」		実施方針に対する質問への回答No28をご参照下さい。
30	18	第4	1			(仮称) 東地域文化施設を構成する2棟は、現状はそれぞれ別の建築敷地として設計されているのでしょうか。	1つの敷地で、勤労福祉センターを後から増築しています。

No.		大項目中項		項目名	質問の内容	質問への回答
31	20	第4	2 (3)	規模及び機能 「(仮称) 東地 域文化施設 多 目的棟」 「ホール (4 室)」		ホールは各階に設けるロビーになります。
32	27	別紙1		事業スキーム 図	SPCを指定管理者とする予定はありますか。	募集要項公表時に示します。
33	30	別紙4		「法制度リスク」	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの(税制度を除く)について、発注者負担となっていますが、本事業に特別に影響を及ぼす法制度とは、第1・1・(8)「法令等の遵守」に記載の内容と考えて宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
34	30	別紙4		「住民対応リ スク」	「本事業の実施に関するもの以外の住民の反対 運動・訴訟等が生じた場合」は事業者負担と なっていますが、事業者が善管注意義務を果た した上で防ぐことができない事由に関するもの については含まれないと考えて宜しいでしょう	募集要項公表時に示します。
35	30	別紙4		「不可抗力リ	「不可抗力リスク」について、「※2」の注記された上で、事業者に対しては「△」従負担となっています。事業者の負担は物価変動に係るもののみと考えて宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
36	30	別紙4			東西の建設地の土壌汚染や地中埋設物の状況に ついて教えてください。	募集要項公表時に示します。
37	30	別紙4			整備期間が長期にわたるため、「物価リスク」 には、建設費の変動も含まれると理解してよろ しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
38	31	別紙4		「※2」	「物価リスク」について、「※2」の注記に一定の範囲内の物価変動は事業者が負担とありますが、事業期間中の見直しはあると考えて宜しいでしょうか。また、これに係る責任分担の程度や具体的な内容についても特定事業契約に定められると考えて宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。